



金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです)

この書面をあらかじめ十分にお読みください。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令にしたがって当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料などの諸費用について

- ・ 当社では、株式、出資証券、投資証券等の有価証券(※)や金銭をお預かり・管理する場合の口座管理を目的とした料金は頂戴いたしません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

(※)社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取扱う振替株式等を含んでいます。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

- ・ 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

- ・ 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

※取扱商品以外の入庫はご容赦下さい。なお、取扱商品でも入庫に応じかねることがあります。

この契約の終了事由

当社所定の約款に掲げる事由に該当した場合は、この契約は解除されます。(主なものは次のとおり)

- ・ お客様から解約の通知があった場合
- ・ この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・ お客様が当社所定の約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商号等	インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第187号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館4階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 電話番号:0120-64-5005 受付時間:月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資本金	1,150,520 千円 (平成23年4月現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成18年8月
電話番号	03-4588-9700(顧客管理部)